



遠い空から **番外編**

～東京フロンティアのいま～

当会会員 加賀山 瞭 (67期) ●Ryo Kagayama

本コーナーでは、全国各地にある公設事務所に赴任した当会出身の弁護士が当地での活動を紹介します。

1 「ただいま!」

私は、2016年11月に兵庫県淡路島のひまわり基金あわじ法律事務所へ赴任し、2020年1月末の任期をもって退任し、同年2月に出身事務所である弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所（以下「東京フロンティア」といいます。）へ戻ってきました。私の淡路島での活動については、拙稿「ここに弁護士がいてよかった」（『自由と正義』2019年3月号）をご参照ください。

東京フロンティアに戻ったのは、これから弁護士過疎地への赴任を控える若手弁護士に自らの赴任の経験を伝えることができれば、養成事務所としての東京フロンティアの存在意義をより高められると思ったことと、苦境に立たされている都市型公設事務所の再建に内部の人間として携わりたいと思ったからです。

東京フロンティアに戻って間もなく半年が経ちますが、今回は「遠い空から」の番外編として、「東京フロンティアのいま」と題し、東京フロンティアの都市型公設事務所としての側面についてご紹介したいと思います。

2 新型コロナウイルス感染症

2月に東京フロンティアに戻ってきた途端、新型コロナウイルスの感染が広がり、東京フロンティアの業務も見直しを迫られました。

東京フロンティアと併設されている四谷法律相談センターでは、面談相談から電話相談へと切り替えましたが、緊急事態宣言発令中はその電話相談もストップせざるを得ませんでした。他方、緊急事態宣言発令前から受けていた当会独自のコロナ関連相談（3月2日～）及び日弁連のコロナ法律相談事業（4月20日～7月22日）の当会担当分については、弊所の菊池秀明会員が各相談担当者への配点業務を担い、東京フロンティアの弁護士全員も相談担当者として数多くの法律相談（合計で123件）を行いました。また、この間は東京23区の区役所での法律相談も休止していたため、区から弊所を紹介されたという直接お電話をくださる方もいらっしゃいました。

今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波も予想されているだけでなく、東京でもいつ大規模災害や新たな感染症の蔓延が起きるかわかりません。

手前味噌ではありますが、今回のコロナ禍を通じて、災害時における法律相談の担い手としての東京フロンティアの存在意義を見いだすことができたと思います。

私見ですが、災害等により弁護士会館が被災した場合に備え、その際の法律相談の中核機関として、都市型公設事務所や法律相談セ

ンターを活用するという体制づくりを行っておくべきではないでしょうか。

3 都会の司法アクセスの改善に向けて

(1) アウトリーチの必要性

淡路島での弁護士活動の中で、弁護士がどんな仕事をしているかわからないといった声を多く聞きました。東京であれば3万人もの弁護士がいるんだから、そんなことはないだろうと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、しかし、どうやら東京でもそうでもなさそうだというのが私の実感です。

例えば、生活保護を受給していれば、担当のケースワーカーが就いていますから、その方の債務整理の必要があれば、法テラスを紹介して、弁護士に繋がるのが当たり前になってきたように思います。ところが、生活保護を受給するほどではないけれども、経済的に困窮されている方（例えば、児童手当や母子手当を受給しているシングルマザー）については、ケースワーカーも就きませんから、何か法的な悩みごとがあっても、なかなか弁護士にまでたどり着くことができていないのではないのでしょうか。このような方の多くは、非正規労働者ですから、このコロナ禍によって生活状況は更に厳しくなっているとも考えられ、法的なニーズはより高まっていると思います。

都市型公設事務所の役割の一つは、都会の司法アクセスの改善ですが、正直なところ、これまでは日々の事件処理に追われ、都会の司法アクセスの改善に向けたアウトリーチの活動はまだまだ不十分でした。

この度、東京フロン

ティアでは、ひまわり基金法律事務所での赴任を終えた弁護士が私を含め2名戻ってきて、人員体制がより増強されたこともあり、都会の司法アクセス改善に向けた新たな取り組みを始めたところです。

(2) 子ども食堂との連携

皆様は「子ども食堂」をご存知でしょうか。子ども食堂とは、地域住民等による無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する場所で、家族における共食が難しい子どもたちに対し、共食の機会を提供するものです。この取り組みは全国各地に広がっています（農林水産省のホームページ）。

東京フロンティアが所在する新宿区にも子ども食堂が7か所ありますが、新宿区の子ども食堂を運営する特定非営利活動法人キッズ未来プロジェクト（理事長：猪爪まさみ氏）との連携を進めています。子ども食堂を利用する子どもたちの保護者の中には、非監護親から養育費の支払を受けられないシングルマザーや、外国人特有の問題等の法的な悩みごとを抱えている方もいらっしゃるようです。また、平日の日中という法律相談センターが稼働している時間は、目の前の生活のために働いており、法律相談には行けないという方もいらっしゃるでしょう。そこで、このような方々の法的な悩みごとについて、東京フロン



名勝慶野松原からの夕日

ティアの弁護士がフレキシブルに法律相談を行う体制を築くことができればと思っております。本年9月にも、子ども食堂を利用する子どもたちの保護者とのオンラインでの座談会が開かれ、東京フロンティアの弁護士が2名参加しました。

(3) 高齢者・障がい者の消費者被害防止

もう一つ取り組みたいと思っていることは、高齢者・障がい者の消費者被害予防に向けたネットワークづくりです。

私は、淡路島での活動において、福祉関係者を対象に、弁護士の「使い方」を知ってもらうための勉強会を実施してきました。福祉関係者と顔の見える関係を築くことができれば、彼らが日常的に接している高齢者や障がい者の法的ニーズにたどり着くことができると考えたからです。

東京フロンティアには、東京23区内の消費生活センターから消費者相談が持ち込まれていますが、消費者被害に遭った方の大多数が高齢者・障がい者です。彼らの中には、自らが被害に遭ったということにさえ気付いていない人がいますから、弁護士にまでたどり着くのはなかなか難しいと思います。他方、高齢者・障がい者の多くには介護支援専門員（いわゆる「ケアマネ」）がついており、彼らが定期的に自宅を訪問します。彼らであれば、

高齢者・障がい者の日常のちょっとした変化に気付いて、それが法的な問題であるとわかれば、弁護士に繋ぐことができます。場合によっては、介護支援専門員、消費生活相談員、弁護士らでケース会議を開き、予防策や解決策を探ることもできるかもしれません。

こちらはまだまだ構想段階ではありますが、既存の消費生活センターとのパイプを更に増強すべく、実現に向けてすぐにも動き出したいと思っています。

4 東京フロンティアの未来

2021年9月に東京フロンティアは設立20周年を迎えます。この間、全国各地のひまわり基金法律事務所及び法テラスに赴任した弁護士は、累計49名（本年末時点）に上る見込みです。これは全国の都市型公設事務所の中でも屈指の養成実績であり、今後も弁護士過疎地への赴任を目指す新人弁護士の養成に力を入れたいと思います。

それとともに、都会における司法アクセスの改善及び災害時の法律相談の担い手としての役割等は、売上げに直結する業務ではありませんから、都市型公設事務所だからこそ、積極的に行える活動であると思っています。そのような意味でも、都市型公設事務所として

の東京フロンティアの役割を發揮できる場面は、まだまだ数多くあるように思います。

東京フロンティアに対する会員の皆様のこれまでのご支援に感謝申し上げますとともに、今後もサステナブルな運営を行えるよう、所員一同頑張って参りますので、今後ともご支援のほどよろしくお願いたします。 ■



つがるひまわり基金の引継式（左から幣原所長、私、河本晃輔弁護士、笹森真紀子弁護士）

図表1 東京フロンティア基金法律事務所から公設事務所への赴任実績

※開設順

(2020年9月1日現在:43名)

弁護士会	公設事務所	所長弁護士	赴任弁護士	修習期	業務開始日	任期(赴任期間)
岩手	北上ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	47	2001年9月13日	3年
三重	熊野ひまわり基金法律事務所	2代目	女性	55	2004年3月1日	2年
		3代目	女性	57	2006年7月1日	2年
釧路	根室ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	54	2003年3月7日	2年
		2代目	女性	56	2005年4月1日	2年
		3代目	男性	58	2007年5月1日	2年6か月
金沢	輪島ひまわり基金法律事務所	3代目	男性	62	2011年10月1日	4年
山形県	新庄ひまわり基金法律事務所	3代目	男性	62	2011年8月1日	3年5か月
福井	小浜ひまわり基金法律事務所	6代目(予定)	女性	71	2021年1月1日	3年
福島県	相馬ひまわり基金法律事務所	6代目(予定)	女性	71	2020年10月1日	3年
静岡県	下田ひまわり基金法律事務所	1代目	女性	55	2005年5月23日	2年
		4代目	男性	63	2013年6月1日	3年
熊本県	阿蘇ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	56	2005年6月8日	3年6か月
		2代目	男性	59	2008年10月1日	3年
		3代目	女性	62	2011年10月1日	3年
沖縄	八重山ひまわり基金法律事務所	2代目	女性	61	2011年4月1日	3年
		3代目	男性	64	2014年3月1日	6年
熊本県	くま川ひまわり基金法律事務所	2代目	男性	59	2009年3月26日	4年
茨城県	神栖ひまわり基金法律事務所	2代目	男性	60	2010年4月1日	3年
		3代目	男性	63	2013年4月1日	2年7か月
岩手	釜石ひまわり基金法律事務所	3代目	女性	64	2013年12月1日	3年6か月
		5代目	男性	70	2019年12月1日	3年
高知	中村ひまわり基金法律事務所	3代目	男性	65	2015年1月17日	3年
		4代目	男性	68	2018年1月17日	3年
		5代目(予定)	男性	71	2021年1月17日	3年
青森県	つがるひまわり基金法律事務所	5代目	女性	67	2017年8月1日	2年
島根県	石西ひまわり基金法律事務所	2代目	女性	60	2010年1月1日	5年7か月
青森県	三沢ひまわり基金法律事務所	2代目	女性	61	2011年4月1日	4年6か月
新潟県	佐渡ひまわり基金法律事務所	2代目	女性	60	2010年6月1日	2年
宮崎県	小林えびの西諸地区ひまわり基金法律事務所(1代目) 小林ひまわり基金法律事務所(2代目)	1代目	男性	59	2008年10月1日	3年6か月
仙台	角田ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	59	2008年10月1日	3年
		2代目	男性	62	2011年10月1日	3年6か月
岩手	北上ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	60	2009年9月30日	3年7か月
長崎県	島原中央ひまわり基金法律事務所	2代目	男性	63	2014年2月1日	3年
兵庫県	ひまわり基金あわじ法律事務所	1代目	男性	62	2011年2月1日	3年
		2代目	女性	64	2014年2月1日	3年
		3代目	男性	67	2017年2月1日	3年
旭川	オロロンひまわり基金法律事務所	3代目	男性	67	2017年5月16日	3年
島根県	隠岐ひまわり基金法律事務所	1代目	女性	66	2015年7月5日	3年
		2代目	女性	69	2018年7月5日	3年
岡山	高梁ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	65	2016年3月29日	3年
新潟県	糸魚川ひまわり基金法律事務所	1代目	男性	68	2018年11月1日	3年
新潟県	村上ひまわり基金法律事務所	1代目(予定)	男性	70	2020年10月1日	3年

全国の都市型公設事務所の中でもNo.1の養成実績です!!